

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱

1 教育長の臨時代理の理由

東橋中学校区学校運営協議会の住民委員について、学区内の自治会の代表者交代に伴い、学校運営協議会委員の委嘱・解嘱が必要になり、6月22日開催の東橋中学校区学校運営協議会にその委嘱・解嘱を間に合わせるため

2 東橋中学校区学校運営協議会委員の委嘱・解嘱

学校名	選出区分	委 嘱 【委嘱期間】	解 職 【委嘱期間】
東橋中学校区 学校運営協議会	地域住民	根 笹 浩 【R1. 6. 22～R2. 3. 31】	森 幸 男 【H31. 4. 1～R1. 6. 21】

3 根拠法令 等

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」
第2条および第3条

「川崎市学校運営協議会規則」 第9条および第11条